



福監発第 3995 号

昭和52年3月29日

福 生 市 長

石 川 常 太 郎 殿

福生市議会議長

貫 井 喜 代 次 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

福生市監査委員 大 野 行 夫 印

定期監査の結果について

地方自治法第199条第3項の規定により定期監査を行つたので、同条第8項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

定期監査報告書

1 監査の概要

- (1) 監査の対象 福祉事務所
- (2) 監査の範囲 昭和51年度(4月1日～12月31日)に執行された財務に関する事務
- (3) 監査の期間 昭和52年2月10日～2月18日
- (4) 監査の手続き

監査にあつては、予算の執行、収入及び支出等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、選択した監査項目を主に必要と認める監査を実施した。

2 監査の結果

監査の結果については、年々増大する各種事務事業の中から選択した監査項目を主に思考した結果、各事務事業は関係職員の努力により、おおむね適正に執行されているものと認められた。

監査の概要は次のとおりである。

福祉事務所の事務分掌は、①生活保護法、児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関すること(社会福祉事業法第13条第6項に規定する事務)

②社会福祉施設の管理運営に関すること ③法以外の援護育成又は更正の措置に関すること ④その他社会福祉に関することとなつている。

昭和51年12月31日現在の職員配置状況は次表のとおりである。

課(所)係名	現在員	職 員 数					準職員、臨時職員 パートタイマー
		所 長	係長主査	主 事	主事補	その他	
福祉事務所	1人	1人	人	人	人	人	人
庶務係	3		1	2			
福祉係	5		1	3	1		
保育係	2		1	1			
保育園	すみれ 11		1	7		3	1
	つくし 11		1	7		3	3
担当	生保係 4		1	3			
護当	五法係 5		1	1		3	
福祉会館	3		1			2	
計	45	1	8	24	1	11	4

(1) 予算の執行について

当年度歳入歳出予算の昭和51年度12月末現在の執行状況は、別表1、2のとおりであり、歳入歳出とも良好な執行状況であると認められる。

(2) 老人福祉施設措置状況について

ア 養護老人ホーム措置状況

養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第2号の措置を受けた者を収容し、養護する施設であり、措置状況は次表のとおりである。

区分	措置費	徴収金	月延人員	施設名 (実人員)
生活費	3,555,000円	109,000円	153人	第二聖明園 1人 松楓園 4人
事務費	5,623,836	0	153	信愛寮 2人 至誠老人ホーム 3人
				偕生園 3人 万世敬老園 1人
計	9,178,836	109,000	306	愛任ホーム 4人 計 18人

イ 特別養護老人ホーム措置状況

老人福祉法第11条第1項第3号の措置を受けた者を収容し、養護する施設であり、措置状況は次表のとおりである。

区分	措置費	徴収金	月延人員	施設名 (実人員)
生活費	4,240,375円	698,624円	159人	寿楽荘 3人 七里ヶ浜老人ホーム 1人
事務費	13,500,384	0	156	フジホーム 1人 佳伸苑 8人
				九十九園 1人 信愛泉苑 1人
計	17,740,759	698,624	315	計 15人

措置費の支出について、保護措置申請受理簿、措置決定調書、措置費支給台帳、支出命令書等を審査した結果、適正な執行と認められた。

(3) 老人福祉手当の支給について

老人福祉手当の支給を受けることのできる者は、65歳以上の老人で、常時臥床の状態又はこれに準ずる状態にあつてその状態が6ヶ月以上継続し、なお、継続すると認められる場合である。手当は1ヶ月につき8,500円、10月から9,500円で、この手当の支給状況は次表のとおりである。

支払期月	支給月額	支給件数	支給金額
4月 (12, 1, 2, 3月)	8,500円	52	1,691,500円
8月 (4, 5, 6, 7月)	8,500	57	1,785,000
12月 (8, 9, 10, 11月)	8, 9月 8,500 10, 11月 9,500	67	2,083,500
計	-	176	5,560,000

この手当の支給事務について、老人福祉手当受給者台帳、受領書、支出命令書等審査した結果、特に記すべき事項はなかつた。

(4) 敬老金の支給について

昭和51年度敬老金受給資格者（福生市に1年以上居住の75歳以上の老人）に対する支給状況は、次のとおりである。

市の支給額は1人当たり5,000円（東京都の支給額5,000円）で、対象者570人、総額2,850,000円が支給された。また本年度は65歳以上の老人に茶器セット（対象者1,982人、総額1,768,000円）を贈与した。

敬老金支給事務について、受給資格者台帳、前渡金精算書等審査した結果、適正な執行と認められた。

(5) 老人医療費について

老人医療費受給者に支給した医療費総額は28,280,194円で、受給対象者は国制度948人（70歳以上）、都制度675人（65歳以上）となつている。

例えば、国民健康保険被保険者の場合には、療養給付費の一部負担金に相当する額（医療費の30%相当額）が支給されることになつている。

老人医療費等の費用は市の支弁であるが、都及び国は市の支弁する費用に対し、次表のとおり負担金と補助金を負担する。

科目	区分	予算額 (A)	調定額 (B)	収入額 (C)	収入率 $\frac{C}{A} \times 100$
国	老人医療費負担金	25,428,000円	18,868,000円	18,868,000円	74.20
都	老人医療費負担金	6,357,000	4,717,000	4,717,000	74.20
	老人医療費事務補助金	329,000	0	0	0
	計	32,114,000	23,585,000	23,585,000	73.44

老人医療費の負担割合は、国 $\frac{4}{6}$ 、都 $\frac{1}{6}$ 、市 $\frac{1}{6}$ である。

この医療費の支給事務について、老人医療費支給申請書、老人医療費支給決定通知書、老人医療費受給者台帳、支出命令書等を審査した結果、特に記すべき事項はなかつた。

(6) 友愛訪問事業について（社会福祉協議会委託事業）

65歳以上のひとりぐらしの老人世帯を訪問し、話し相手となるなどの活動を行い、老人の孤独感の解消、事故の防止をはかることを目的に友愛訪問員を設置している。

訪問対象者実人員（12月末）10人、友愛訪問員延人員（12月末）81人、委託費362,000円が支出されている。

支出について審査した結果、適正な執行と認められた。

(7) 老人福祉電話設置事業について

ひとりぐらしの老人に電話を貸与することにより、老人の安否の確認、各種の相談を行い、もつて老人の孤独感の解消及び各種のサービスを提供し、これら老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

電話使用料の負担区分は、基本料金と60通話に相当する金額までは市の負担とし、これを超える分については貸与世帯が負担する。電話設置台数は15台である。

電話使用料の貸与世帯の負担状況は、次表のとおりである。

月 別	基本料金度数料 等 支 出 総 額	調 定 額	負 担 額
4	18,820 円	1,862 円	1,862 円
5	19,065	2,097	2,097
6	25,225	896	896
7	17,651	2,961	2,961
8	18,348	371	371
9	18,379	931	931
10	18,785	1,365	1,365
11	67,088	1,862	1,862
12	44,535	2,966	2,966
計	247,896	15,311	15,311

この事務について、超過負担分納付書、歳入調定書、支出命令書を審査した結果、特に記すべき事項はなかつた。

(8) 生活保護費支給状況について

困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対する保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7種類がある。生活扶助は、衣食その他日常の需用を満たすために必要なもの、教育扶助は、義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの、住宅扶助は、住居、補修その他住宅の維持のために必要なもの、医療扶助は、診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、看護、移送、出産扶助は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料、生業扶助は、生業に必要な資金、器具又は資料、技能の修得、就労のため必要なもの、葬祭扶助は、検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なものとなつている。

生活保護費支給状況は、次表のとおりである。

扶 助 区 分	支 払 金 額	対 比	備 考
	円	%	
生 活 扶 助	37,752,461	27.32	基準費、被服費、家具什器費、入学準備金、期末一時扶助、移送費、その他
住 宅 "	8,408,065	6.09	家賃間代、敷金等
教 育 "	1,019,419	0.74	基準費、教材費、学校給食費、交通費
医 療 "	89,143,783	64.52	入院、入院外、治療材料、施術、看護、移送費
出 産 "	0	0.00	出産費
生 業 "	40,000	0.03	生業費、就職支度金
葬 祭 "	127,661	0.09	葬祭費
小 計	136,491,389	98.79	
保護施設事務費	1,669,344	1.21	救護施設（あかつき、東京光の家）
合 計	138,160,733	100.00	

ア 医療券発行状況及び扶助

区 分	件 数	金 額
入 院	511 件	73,264,167 円
入 院 外	990	15,291,350
治 療 材 料	9	99,000
施 術	0	0
看 護	6	435,046
移 送 費	8	47,380
診 察	2	3,840
そ の 他	1	3,000
計	1,527	89,143,783

イ 被保護世帯夏・冬期見舞金品支給扶助（市事業）

種 別		単 価	夏（品物）		単 価	冬（現金）	
			世帯数人員	金 額		世帯数人員	金 額
居 住 世 帯	1 人 世 帯	1,800 ^円	44	79,200 ^円	2,000 ^円	43	86,000 ^円
	2 人 "	2,930	29	84,970	2,500	19	47,500
	3 人 "				3,000	12	36,000
	4 人 "	3,600	11	39,600	3,500	7	24,500
	5人世帯以上				4,000	6	24,000
入 院 患 者	1,350	50	67,500	2,000	54	108,000	
老人ホーム入所者他	1,350	42	56,700	2,000	37	74,000	
心障施設、児童施設	1,430	2人	19,380	1人 2,000	6	28,500	
	1,800	6人		2人 2,500	3		
	2,860	2人 10		3人 3,000	3 12		
合 計			186	347,350		190	428,500

生活保護費の支給事務について、保護措置申請受理簿、保護決定調書等関係帳票及び支出命令書を審査した結果、適正な執行と認められた。

(9) 心身障害者福祉手当の支給について

心身障害者に福祉手当を支給することによつて、障害者の福祉の増進をはかっている。福祉手当の支給対象となる障害者は、身体障害者であつて身体の障害の程度が身体障害者障害程度等級法のうち4級以上である者。精神薄弱者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であると判定された者。脳性麻ひ又は進行性筋萎縮症を有する者である。

この手当の支給状況は、次表のとおりである。

身体障害者福祉手当支給状況

区 分	延人員	単 価		支 給 内 訳		支 給 額
		都	市	都	市	
1 級	389 人	5,500 円 10月から6,000	2,000 円	2,143,000 円	950,000 円	3,093,000 円
2 級	802	5,500 10月から6,000	2,000	4,443,500	1,774,000	6,217,500
3 級	894	—	3,000	—	2,682,000	2,682,000
4 級	938	—	2,000	—	1,876,000	1,876,000
計	3,023			6,586,500	7,282,000	13,868,500

身体障害者手帳保持者

肢体不自由	視覚障害	言聴障害	内部疾患	戦傷病者	計
254人	53人	67人	20人	15人	409人

精神薄弱者福祉手当支給状況

区 分	延人員	単 価		支 給 内 訳		支給額
		都	市	都	市	
1 度	人 3	5,500円 10月から6,000	2,000	16,500	6,000	22,500
2 度	36	5,500 10月から6,000	2,000	201,000	72,000	273,000
3 度	75	5,500 10月から6,000	2,000	419,500	150,000	569,500
計	114	—	—	637,000	228,000	865,000

(精神薄弱者愛の手帳保持者 53人)

この福祉手当支給事務について、心身障害者福祉手当認定申請書、認定通知書、受給者台帳等関係帳票、支出命令書を審査した結果、適正な執行と認められた。

(10) 重度障害者福祉手当の支給について

心身に重度の障害を有する者に対し、重度心身障害者福祉手当を支給することにより、障害者の福祉の増進をはかっている。

手当は1月につき4,000円で、この手当の支給状況は、次表のとおりである。

支 払 期 月	支給月額	身体障害者 支給件数	精神薄弱者 支給件数	支給金額
5月(1, 2, 3, 4月)	4,000円	49	5	820,000円
9月(5, 6, 7, 8月)	4,000	57	11	996,000
計		106	16	1,816,000

この手当の支給事務について、重度心身障害者福祉手当認定申請書、福祉手当認定通知書、受給者台帳等関係帳票及び支出命令書を審査した結果、適正な執行と認められた。

(11) 身体障害者等補装具自己負担分助成事業について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6及び身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第20条の規定による補装具の交付及び修理に対する自己負担金を助成することにより、身体障害者の経済的負担を軽減し、もつて福祉の増進をはかっている。この事業の対象者は、身体障害者手帳の保持者であつて、補装具を必要としているもの。

補装具交付状況は、次表のとおりである。

種 類	内 訳				合 計		自己負担助成金 (児童補装具分 含む)	
	交 付		修 理					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
車 椅 子	2	142,450円	1	47,250円	3	189,700円	4	8,000円
義 眼	1	14,250	0	0	1	14,250	1	4,750
装 具	1	59,650	0	0	1	59,650	3	3,500
補 聴 器	5	90,525	1	1,980	6	92,505	6	18,425
歩 行 つ え	2	3,025	0	0	2	3,025	1	375
義 肢	5	255,340	0	0	5	255,340	3	2,600
座居保持椅子	0	0	0	0	0	0	1	500
収 尿 器	1	7,900	0	0	1	7,900	0	0
合 計	17	573,140	2	49,230	19	622,370	19	38,150

補装具交付事務について、補装具自己負担分助成申請書、補装具自己負担分助成通知書、助成対象者台帳、支出命令書を審査した結果、適正な執行と認められた。

(12) 児童手当の支給について

児童手当は児童手当法(昭和46年法律第73号)に基づく支給で、1月につき5,000円に、義務教育終了前の児童(18歳に満たない者)を含む3人目以降の数を乗じて得た額となつている。児童手当に要する費用の負担は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用は、その10分の0.5(一般事業主の拠出金は10分の7、10分の2は国庫、10分の0.5

は都の負担)が市の負担、被用者でない者に対する児童手当の支給に要する費用は、その6分の1(6分の4は国庫、6分の1は都の負担)が市の負担である。

福生市児童育成手当は、福生市児童育成手当条例(昭和46年条例第29号)に基づく支給である。

市児童育成手当は、支給要件児童1人当たり1月につき、育成手当3,500円(10月から4,000円)、障害手当5,500円(10月から6,000円)、特別手当5,000円である。この手当の支給に要する手当の総額は東京都が負担する。

児童手当の支給状況は、次表のとおりである。

区分	種 別	基 準 額 (月)	延支給児童数	支 給 金 額
国	児童手当	5,000円	6,872 人	34,360,000円
都 の 制 度	育成手当	3,500 10月から4,000	2,375	8,346,500
	障害手当	5,500 10月から6,000	296	1,628,000
	特別手当	5,000	107	535,000
	計		9,650	44,869,500

この手当の支給事務について、児童(育成)手当認定申請書、認定通知書、受給者台帳等関係帳票、支出命令書を審査した結果、適正な執行と認められた。

(13) 福祉会館利用状況について

1階の老人福祉施設の利用は、1日40人程度が利用しているが、利用者の固定化が目立っている。2、3階の社会福祉施設は、夜間の利用が多く、定期的な青年サークル活動、文化団体の利用が圧倒的に多く、全体に対する使用料納入件数も1割程である。

福祉会館の使用及び使用料の収入状況は、別表3のとおりである。

使用申請書、収入調定額通知書等審査した結果、適正であると認められた。

(14) 保育所入所措置について

児童福祉は、すべての児童に等しくその生活等を保障するとともに、精神面及び身体面においても健全に育成、愛護し、児童の福祉を増進していくことを目的とされ、本市においても児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条及び同法第39条の規定により保育を行つている。

保育所措置児童数は、次表のとおりである。

施 設 名	月 定員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
都立 福生	115人	106人	106人	108人	108人	108人	108人	106人	105人	106人	961人
" 熊川	70	68	67	68	68	68	68	67	69	70	613
市立すみれ	80	79	79	79	78	78	80	79	79	80	711
" つくし	80	77	80	80	79	79	80	78	78	79	710
私立 東福	100	97	98	98	98	98	98	98	98	100	883
" 若葉	100	99	100	99	99	99	99	99	99	99	892
" 加美平	80	78	79	80	80	80	80	80	80	80	717
" 杉の子	120	111	112	113	117	118	118	117	118	118	1042
" 杉の子2	120	114	118	117	118	116	118	118	118	118	1055
" 弥生	120	105	105	111	111	112	112	112	112	112	992
" 杉の子3	70	—	—	—	—	—	—	—	62	68	130
管外保育所	—	18	19	19	20	21	20	21	21	21	180
合 計	—	952	963	972	976	977	981	975	1039	1051	8886

施 設 名	定 員	年 令 別 措 置 児 童 数					
		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4・5歳児	合 計
都立 福生	115人	0人	5人	9人	32人	60人	106人
〃 熊川	70	3	8	11	16	32	70
市立すみれ	80	0	3	10	18	49	80
〃 つくし	80	0	5	7	20	47	79

施設名	定員	年令別措置児童数					合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	
私立 東福	100	1	6	15	21	57	100
" 若葉	100	0	3	12	17	67	99
" 加美平	80	0	7	8	28	37	80
" 杉の子	120	4	7	18	26	63	118
" 杉の子2	120	6	18	20	18	56	118
" 弥生	120	2	12	15	26	57	112
" 杉の子3	70	0	10	12	18	28	68
合計	1,055	16	84	137	240	553	1,030

保育措置に伴う児童措置費の支出総額は、179,322,212円で措置費の負担割合は、国 $\frac{8}{10}$ 、都 $\frac{1}{10}$ 、市 $\frac{1}{10}$ である。

児童措置費の支出について、年令別、階層別台帳、支弁台帳、支出命令書等審査した結果、適正な執行と認められた。

(15) 民間保育所給食費補助金について

社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第56条第1項の規定に基づき、民間保育所に給食費補助金の交付を行っている。

補助金の交付状況は、次表のとおりである。

施設名	交 付 額		計
	6 月	12月	
私立 東福	109,582 ^円	109,956 ^円	219,538 ^円
" 杉の子	125,664	132,022	257,686
" 杉の子2	130,526	131,648	262,174
" 若葉	111,452	111,078	222,530
" 弥生	120,054	125,290	245,344
" 加美平	88,264	89,760	178,024
" ゆりかご	10,846	10,846	21,692
合計	696,388	710,600	1,406,988

給食費補助金は、3歳以上児に対し1日146円（国84円、都45円、市17円）、3歳未満児に対し1日210円（国193円、市17円）で1ヶ月につき22日分を交付している。

補助金の交付事務について、補助金交付申請書、支出命令書等審査した結果、適正な執行と認められた。

なお、2月18日私立弥生保育園を訪問し、関係者から保育園運営について、事情聴取した後、給食を試食したが当日の献立表どおり実施されていた。

予 算 の 執 行 状 況

歳 入

款	項	目	節	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収入未済額 (A) - (B)	収入率 $\frac{B}{A} \times 100$
7. 分担金及び負担金	2. 負担金	1. 民生費負担金		45,432,000 ^円	29,939,724 ^円	29,391,854 ^円	547,870 ^円	98.17%
			1. 精神薄弱者措置費負担金	55,000	39,000	39,000	0	100.00
			2. 老人措置費負担金	968,000	788,524	807,624	△19,100	102.42
			3. 児童措置費負担金	44,414,000	29,112,200	28,545,230	566,970	98.05
8. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 民生使用料		150,000	146,700	152,000	△5,300	103.61
			1. 福祉会館使用料	150,000	146,700	152,000	△5,300	103.61
9. 国庫支出金	1. 国庫負担金	1. 民生費国庫負担金		368,848,000	239,638,000	239,638,000	0	100.00
			1. 身体障害者福祉費負担金	3,770,000	2,530,000	2,530,000	0	100.00
			2. 精神薄弱者福祉費負担金	3,818,000	2,360,000	2,360,000	0	100.00
			3. 老人福祉費負担金	28,944,000	17,948,000	17,948,000	0	100.00
			4. 老人医療費負担金	25,428,000	18,868,000	18,868,000	0	100.00
			5. 児童福祉費負担金	147,119,000	79,572,000	79,572,000	0	100.00
			6. 生活保護費負担金	159,774,000	118,360,000	118,360,000	0	100.00
	3. 国庫委託金	2. 民生費国庫委託金		645,000	454,000	454,000	0	100.00
			2. 児童福祉費委託金	645,000	454,000	454,000	0	100.00
10. 都支出金	1. 都負担金	1. 民生費都負担金		71,509,000	47,534,250	47,534,250	0	100.00
			1. 社会福祉費負担金	1,336,000	1,023,450	1,023,450	0	100.00
			2. 身体障害者福祉費負担金	8,626,000	8,185,800	8,185,800	0	100.00
			3. 精神薄弱者福祉費負担金	619,000	637,000	637,000	0	100.00
			4. 老人福祉費負担金	9,604,000	5,779,000	5,779,000	0	100.00
			5. 老人医療費負担金	6,357,000	4,717,000	4,717,000	0	100.00
			6. 児童福祉費負担金	35,499,000	21,528,000	21,528,000	0	100.00
			7. 生活保護費負担金	8,343,000	5,664,000	5,664,000	0	100.00
			8. 災害救助費負担金	1,125,000	0	0	0	100.00
	2. 都補助金	2. 民生費都補助金		125,335,000	76,873,420	76,873,420	0	100.00
			1. 社会福祉費補助金	7,180,000	6,529,000	6,529,000	0	100.00
			2. 身体障害者福祉費補助金	61,000	0	0	0	100.00
			3. 老人医療費補助金	329,000	0	0	0	100.00
			4. 児童福祉費補助金	116,212,000	69,008,000	69,008,000	0	100.00
			5. 生活保護費補助金	1,553,000	1,336,420	1,336,420	0	100.00
	3. 都委託金	2. 民生費都委託金		3,272,000	2,728,700	2,728,700	0	100.00
			1. 身体障害者福祉費委託金	24,000	45,200	45,200	0	100.00
			2. 老人福祉費委託金	225,000	306,500	306,500	0	100.00
			3. 老人医療費委託金	2,995,000	2,349,000	2,349,000	0	100.00
			4. 生活保護費委託金	28,000	28,000	28,000	0	100.00

予 算 の 執 行 状 況

歳 出

款	項	目	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算残額 (A) - (B)	執行率 $\frac{B}{A} \times 100$
3 民生費	1 社会福祉費		172,223,000円	131,356,181円	40,866,819円	76.27 %
		1. 社会福祉総務費	44,442,000	37,292,834	7,149,166	83.91
		2. 身体障害者福祉費	19,587,000	16,882,752	2,704,248	86.19
		3. 精神薄弱者福祉費	5,673,000	4,048,916	1,624,084	71.37
		4. 老人福祉費	47,247,000	34,106,447	13,140,553	72.19
		5. 老人医療費	41,914,000	30,836,596	11,077,404	73.57
		7. 福祉会館管理費	13,360,000	8,188,636	5,171,364	61.29
	2 児童福祉費		385,304,000	257,723,446	127,580,554	66.89
		1. 児童福祉総務費	94,545,000	64,199,162	30,345,838	67.90
		2. 児童措置費	275,890,000	184,344,182	91,545,818	66.82
		3. 児童福祉施設費	14,869,000	9,180,102	5,688,898	61.74
	3 生活保護費		209,238,000	142,835,013	66,402,987	68.26
		1. 生活保護総務費	4,083,000	2,828,343	1,254,657	69.27
		2. 扶助費	205,155,000	140,006,670	65,148,330	68.24
	4 災害対策費		3,475,000	60,000	3,415,000	1.73
		1. 災害救助費	3,475,000	60,000	3,415,000	1.73